

第1章 総則

第1節 計画の目的

盛岡市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律 223号）第42条の規定に基づき、盛岡市（以下「市」という。）の市域に係る防災対策に関し、同法第16条第1項の規定に基づき設置している盛岡市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であり、市及び一部事務組合、県の出先機関、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の業務の大綱、処理すべき事務及び必要な体制を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減し、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、盛岡市地域防災計画（震災対策編）（以下「市計画」という。）は、当市における過去の地震災害の発生状況、また、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のほか平成23年3月11日の東日本大震災など大規模な地震災害が発生している状況、さらには市が令和2年度に実施した「盛岡市防災アセスメント調査（地震災害）」の結果を踏まえ、太平洋沖を震源地とする地震（地震の規模はマグニチュード7.5以上）及び家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図ることを目的とする。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、当該地震に係る地震防災上重要な事項を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

【資料編1-1-1 盛岡市防災会議条例】

第2節 市民・事業所の責務

大規模な地震災害が発生した場合、市及び防災関係機関の対応には限界があることから、市民及び事業所は、防災組織の一員であるという共通認識のもとに、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に参加するよう努める。

第1 市民の責務

1 個人の役割

自ら震災に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなどの地域防災に寄与するため、震災に備えた食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置、居所連絡先の明確化等を市民自らが行う。

2 自主防災組織の役割

「自分達の地域は自分達で守る。」という連帯感を持ち、地域住民が協力して消火・救助活動を行うことができる防災体制の確立を図る。

3 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び地震災害発生時の救援・救助活動に協力する。

第2 事業所の責務

1 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、地震災害に備えた計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

2 地域への貢献

事業活動に当たり、地域構成員であることを自覚し、地震災害に強いまちづくり及び地震災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に協力する。

3 応急対策活動への協力

市が行う防災に関する事業及び震災発生時の救援・救助活動に協力する

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

第1 岩手県地域防災計画との関係

市計画は、岩手県地域防災計画（以下「県計画」という。）と整合性を有するものとする。

第2 他の法令に基づく計画との関係

市計画は、盛岡市の地域に係る防災対策として、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき策定する水防計画その他法令に基づき策定する計画等は、市計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3 計画の位置付け

市計画は、市域で発生するおそれがある震災に備えて、災害対策基本法に基づき、市の防災対策の基本方針を示す総合的な計画である。

第4節 計画の運用

第1 計画の習熟

市及び防災関係機関は、市計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第2 計画の修正

市又は防災関係機関は、市計画を現状に即したものにするため、常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り、修正する。

修正の手順は、次のとおりである。

- (1) 市又は防災関係機関は、修正に係る資料等を整備する。
- (2) 市は、整備された内容に係る資料を取りまとめ、市計画修正原案を作成する。
- (3) 防災会議は、市計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について県に報告する。
- (4) 防災会議は、市計画を修正し、その要旨を公表する。

第5節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

1 盛岡市

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

2 一部事務組合

盛岡地区広域消防組合は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、市消防団と連携してこれに当たり、その活動については、市計画及び盛岡地区広域消防組合の定める消防活動計画等による。

その他の一部事務組合が防災活動を実施する場合は、その組織活動等については、市計画及びそれぞれの一部事務組合の防災に関する計画等の定めるところによる。

3 県

県は、自ら防災活動を実施し、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

4 自衛隊

自衛隊は、県、市及びその他の防災関係機関からの要請に応じて、震災対策に関する支援、協力等を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務が公共性及び公益性を有することから、防災に関する計画を策定し、これを実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から震災予防体制の整備を図り、震災時には防災対策業務を行い、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

【資料編1-5-1 消防・防災関係機関一覧表】

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 盛岡市

<p>(1) 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 防災会議に関する事。 イ 各種施策に対する防災対策の検討及び実施に関する事。 ウ 防災組織の整備に関する事。 エ 防災の調査研究、教育及び訓練に関する事。 オ 食料その他物資の備蓄及び確保に関する事。 カ 防災施設及び設備の整備に関する事。 キ 市民の防災活動の啓発及び指導に関する事。 ク その他市域の災害予防対策に関する事。 <p>(2) 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係機関との連絡調整に関する事。 イ 避難の指示及び避難場所等の開設に関する事。 ウ 情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 エ 消防、水防その他の応急措置及び被害拡大の防止措置に関する事。 オ 被災者の救護及び保護に関する事。 カ 被災児童及び生徒の応急教育に関する事。 キ 清掃、防疫及びその他保健衛生に関する事。 ク ボランティア活動に対する支援に関する事。 ケ 緊急輸送路の確保に関する事。 コ その他市域の災害応急対策に関する事。 <p>(3) 災害復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公共土木施設の復旧整備に関する事。 イ 学校教育施設及び社会教育施設の復旧整備に関する事。 ウ 社会福祉施設の復旧整備に関する事。 エ 上下水道施設の復旧整備に関する事。 オ その他市域の災害復旧対策に関する事。

2 一部事務組合

機関名	業務の大綱
盛岡地区広域消防組合 (盛岡中央・西・南消防署)	(1) 消防業務に関する事。 (2) 災害情報等の収集及び広報に関する事。 (3) 災害の防御、警戒及び鎮圧に関する事。 (4) 要救助者の救出及び救助に関する事。 (5) 傷病者の救出及び搬送に関する事。 (6) その他防災会議が必要と認める業務に関する事。
盛岡・紫波地区環境施設組合 岩手・玉山環境組合	一般廃棄物となる災害ごみの適正処理に関する事。
盛岡地区衛生処理組合 盛岡北部行政事務組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の適正処理に関する事。

3 県の出先機関

機関名	業務の大綱
盛岡広域振興局経営企画部	(1) 市が処理する事務、事業の指導及びあっせんに関する事 と。 (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関する事 と。 (3) その他災害の防除と拡大の防止に関する事 と。
盛岡広域振興局保健福祉環 境部	災害救助に係る連絡・調整に関する事 と。
盛岡広域振興局土木部	(1) 所管する土木施設及び河川の防災対策及び復旧対策に 関すること。 (2) 災害時における土木関係全般の指導及び災害に 関すること。
盛岡広域振興局農政部	農地、農業用施設等に係る災害復旧の指導に関する事 と。
盛岡東警察署 盛岡西警察署	(1) 災害情報の伝達及び広報に関する事 と。 (2) 危険箇所の警戒に関する事 と。 (3) 被災者の救出及び避難に関する事 と。 (4) 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関する事 と。 (5) 交通規制及び交通秩序の確保に関する事 と。 (6) 防犯その他社会秩序の維持に関する事 と。
県央保健所	(1) 医療施設の保全に関する事 と。 (2) 医療救護に関する事 と。 (3) 防疫その他保健衛生に関する事 と。
盛岡農業改良普及センター	(1) 営農指導及び技術指導に関する事 と。 (2) 種苗、農業その他営農資材の確保に関する事 と。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧 に関する事 と。

5 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
盛岡財務事務所	(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事 と。 (2) 地方公共団体の災害対策事業、災害復旧事業等に関する融 資に関する事 と。 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事 と。 (4) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害査定の立会に 関すること。 (5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に 関すること。
盛岡労働基準監督署	(1) 事業場における労働災害の防止に関する事 と。 (2) 被災労働者の救済に関する事 と。

機関名	業務の大綱
	(3) 被災労働者の就労あっせんに関する事。 (4) 復旧・復興工事における労働災害の防止に関する事。
東北農政局岩手県拠点	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関する事。
盛岡森林管理署	(1) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関する事。 (2) 山火事防止対策に関する事。 (3) 災害復旧用資材の供給に関する事。
盛岡地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 (4) 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関する事。
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所及び北上川ダム統合管理事務所）	(1) 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関する事。 (2) 指定河川の洪水予報・警報の発表及び伝達に関する事。 (3) 水防活動の指導に関する事。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関する事。 (5) 直轄公共土木施設の復旧に関する事。 (6) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 (7) 災害対策支援に係る調整に関する事。

6 指定公共機関

機関名	業務の大綱
日本赤十字社岩手県支部	(1) 災害時における医療救護に関する事。 (2) 救援物資の配布に関する事。 (3) 義援金の受付に関する事。 (4) 防災ボランティアの連絡調整等に関する事。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関する事。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関する事。 (3) 市長からの要請に基づく災害放送に関する事。 (4) 防災知識の普及啓発に関する事。
東日本高速道路（株）東北支社盛岡管理事務所	(1) 高速道路の整備及び災害防止に関する事。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。 (3) 高速自動車道の復旧に関する事。

機関名	業務の大綱
東日本旅客鉄道（株）盛岡支社	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
日本貨物鉄道（株）東北支社	
東日本電信電話（株）岩手支店	(1) 電気通信設備の整備及び災害の防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	
（株）NTTドコモ	
KDDI（株）	
ソフトバンク（株）	
楽天モバイル（株）	
日本通運（株）盛岡支店	
東北電力ネットワーク（株）盛岡電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便（株）盛岡中央郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
（株）IBC岩手放送	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 市長からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
（株）テレビ岩手	
（株）岩手めんこいテレビ	
（株）岩手朝日テレビ	
（株）エフエム岩手	
（公社）岩手県トラック協会	災害時における車両による緊急輸送に関すること。
（公社）岩手県バス協会	
I GRいわて銀河鉄道（株）	(1) 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
岩手県土地改良事業団体連合会	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関すること。 (2) 水門、水路、ため池等の災害復旧に関すること。
（一社）岩手県高圧ガス保安協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給に関すること。 (3) ガス施設の災害復旧に関すること。
盛岡ガス（株）	
（一社）岩手県医師会	
（一社）岩手県歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関

機関名	業務の大綱
	すること。
(一社) 岩手県薬剤師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関すること。
(公社) 岩手県栄養士会	災害時における栄養管理に関すること。
(公社) 岩手県看護協会	医療救護及び保健衛生に関すること。
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	(1) 防災ボランティアの連絡調整等に関すること。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関すること。
(一社) 岩手県獣医師会	災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。
(一社) 岩手県建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関すること。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
(一社) 盛岡市医師会	(1) 医療救護に関すること。 (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力に関すること。
社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること及びボランティアの受入場所の開設調整に関すること。
農業協同組合、森林組合等	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係に係る市が実施する被害調査及び応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
盛岡商工会議所	(1) 商工業関係に係る市が実施する被害調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧用資機材等の確保に対する協力に関すること。
病院等医療関係施設の管理者	(1) 災害時における傷病者等の受入れ及び保護に関すること。 (2) 災害時における被災負傷者の治療及び助産活動に関すること。 (3) 災害時における受入者の保護及び誘導に関すること。
社会福祉施設の管理者	災害時における受入者の保護及び誘導に関すること。
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給事業者	災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に

機関名	業務の大綱
	関すること。
ダム施設の管理者	ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の防災上の整備及び管理に関する こと。 (2) 水門、水路、ため池等の災害応急対策及び災害復旧に 関すること。
学校等の施設の管理者	(1) 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施に 関すること。 (2) 避難者の受入れ及び保護への協力に関する こと。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時の安全確保及び被害拡大の防止に 関すること。 (2) その他危険物の安全確保に 関すること。
観光団体	(1) 観光客等への周知及び避難誘導に 関すること。 (2) 風評被害対策に 関すること。
避難促進施設	(1) 施設利用者等に対する周知に 関すること。 (2) 施設利用者等の避難誘導に 関すること。

第6節 盛岡市の概況

第1 位置

市は、北上盆地の北部に位置しており、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走し、この山間地間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川、中津川などの支流を合わせて一大水系となり市の中央部を貫流している。

市の面積は 886.47km²で、市域の73.2%は林野であり、市街地の西部平坦地は生産力の高い農業地域となっている。

市域は、北部に八幡平市、岩手町、葛巻町、東部に岩泉町、宮古市、南部に花巻市、紫波町、矢巾町、西部に滝沢市、雫石町の10市町と接している。

また、東北新幹線、秋田新幹線や東北自動車道などの高速交通網により県内外の各方面と連絡しており、県都としてだけでなく、北東北においても物流・交流の拠点として重要な位置にある。

盛岡市の位置



第2 沿革

市の都市としての始まりは、16世紀末の南部氏による盛岡城築城であり、その後は、盛岡藩の城下町として栄えた。盛岡藩は、明治4年（1871年）の廃藩置県により盛岡県、翌年岩手県となった。本市は、明治22年（1889年）、市町村制の施行により盛岡市となり、岩手県の県庁所在地として現在に至っている。

明治23年（1890年）に東北本線が盛岡まで開通し、輸送の主役は北上川の舟運から鉄道に代わっていくとともに、盛岡駅が当時の市街地と北上川を隔てた背面であったため、架橋や新たな幹線道路の設置を促し、その後の市街地形成に大きな影響を与えた。

大正時代には、鉄道駅の開設や支線の開通が相次ぎ、交通結節点としての地位が高まった。

戦後の昭和30年代後半には、人口増加に伴う市街地周辺の宅地開発が進行し、昭和45年の岩手国体を契機に都市施設整備や中心商業地の形成及び都市機能の拡充が進んだ。

さらに、昭和50年代の東北自動車道及び東北新幹線の開通により、高速交通網が整備され、首都圏との交流が一層進むことになった。

この間、隣接町村との相次ぐ合併により市域が拡大し、平成4年に都南村、平成18年には玉山村と合併して現在に至っている。

第3 自然条件

1 地形・地質

盛岡市の市街地の大半は、北上川、雫石川、中津川などの河川が運んできた砂れきによって

形成された扇状地及び段丘上に位置し、地盤は比較的良好である。

市の山地地盤を構成する地質は、東西で異なる。東側の北上高地は、中生代・古生代に形成された堆積岩を中心とし、一部の地域には貫入による花崗岩が分布する。一方、西側の奥羽山脈は、活火山の岩手山を除くと新第三紀の堆積岩及び火山岩が中心となる。

また、北上盆地と奥羽山脈の境界付近には複数の活断層が分布し、盛岡市内には北上低地西縁断層の北端が存在する。

市内の氾濫原・谷底平野は、主に雫石川沿岸及び北上川・雫石川・中津川の合流点周辺から南の北上川沿岸に分布しており、広い範囲で降雨があると、雨水が集中するため、これらの地域は洪水被害を受けやすい地形条件にある。

玉山地域内の北上川や松川及びその支流の地域では、台風や豪雨に起因する河川の氾濫による浸水被害を受けやすい地形条件にある。

段丘類は、沖積段丘が雫石川及び北上川沿いに分布し、段丘は四十四田ダムから北上川沿いに一部分布している。

扇状地は、市西南部の猪去沢や、箱ヶ森から赤林山にかけての山地斜面の東側に分布している。また、緩扇状地は、米内川・中津川の合流点から本町通・清水町付近までと、市南西部の中羽場に分布している。

山麓斜面地形は、市南西部の山地や東部の北上山地中に分布する。旧飛鳥、旧県営都南牧場周辺、大ヶ生などでは、谷幅が広く傾斜の緩やかな山麓斜面が分布している。

大規模な人工改変地としては、湯沢団地・松園・黒石野・桜台の住宅地、盛岡ハイランドカントリークラブ・盛岡カントリークラブといったゴルフ場がある。

2 気象

本市の気象は、次のとおりである。

観測地点	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	最多 風向	平均風速 (m/s)	年間降水量 (mm)	積雪 日数	統計期間
盛岡	10.6	37.2 (注1)	-20.6 (注1)	南	2.9	1,279.9	88.2	大正12年 ～令和4年
好摩	9.9	36.0 (注2)	-21.6 (注2)	南南西	2.3	1,178.5	— (注3)	昭和51年 ～令和4年
藪川	6.4	31.8 (注2)	-27.6 (注2)	西南西	1.3	1,405.1	— (注3)	昭和51年 ～令和4年

注1 盛岡の最高気温・最低気温は、大正12年から令和4年の統計期間内における極値である。

注2 好摩・藪川の最高気温・最低気温は、昭和51年から令和4年の統計期間内における極値である。

注3 好摩・藪川では、積雪の深さを観測していない。

注4 平均気温・最多風向・平均風速・年間降水量・積雪日数は、平年値（統計期間1991年～2020年）である。

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、28万9,731人（令和2年国勢調査）である。

岩手県の人口をみると、121万534人で、昭和45年以降の増加基調が昭和60年から平成2年にかけて減少に転じており、平成2年から平成7年に一時増加したものの、平成7年から令和2年は再び減少に転じている。本市人口は県人口の23.9%を占めている。

本市の人口の年齢構成は、全国的な少子・高齢化傾向と同様に、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加しており、令和2年の国勢調査では、年少人口率が11.9%、生産年齢人口率が59.6%、老年人口率が28.4%となっている。

また、通勤通学による流出入人口では周辺町村からの流入が多く、一貫して流入超過となっており、令和2年は12,625人の流入超過となっている。このため、昼間人口率は104.4%である。

2 産業経済

(1) 産業別就業人口

令和2年国勢調査における第1次産業就業者は4,280人で全体の3.0%、また、就業者のうち約半分は65歳以上の高齢者が占めており、他の産業と比較し高齢化が進んでいる。

第2次産業就業者は18,902人で13.3%を占めているが、全国平均の23.0%と比べると、約半分である。

第3次産業就業者は114,792人で81.0%と極めて高い割合（全国平均70.6%）となっており、仙台市（80.9%）とほぼ並び、第3次産業中心の都市であることを示している。

(2) 産業指標

工業については、盛岡市は県内6位の製造品出荷額であり、11,040,705万円となっており、県全体の4.4%を占めている。主体となるのは、食料品製造業や金属製品製造業などである。（令和3年経済センサス活動調査）

商業では、卸売業が年間商品販売額795,342百万円で県全体の41.0%を占めており、集積機能に優位性を持つ盛岡市に集積している。また、小売業は、年間商品販売額382,543百万円で県全体の30.0%を占めている。（令和3年経済センサス活動調査）

3 土地利用・都市基盤

市域面積88,647haのうち、都市計画区域は44,570haで約50%を占め、うち市街化区域が5,230haで、都市計画区域の11.7%（市域の5.9%）となっている。

市街化区域のうち、住居系用途地域3,941ha（75.3%）、商業系用途地域694ha（13.3%）、工業系用途地域595ha（11.4%）で、工業系用途地域の割合が小さい。

交通については、JR東北新幹線、JR東北本線、JR田沢湖線、JR秋田新幹線、JR山田線、JR花輪線及びIGRいわて銀河鉄道線が通っており、中心駅である盛岡駅を中心に東西南北に伸びている。

道路については、東北自動車道が市域の西部を南北に貫き、盛岡IC及び盛岡南ICが設置され、盛岡南IC南西には流通センターが整備されている。国道は、市街地を南北に貫く4号を中心に、46号、106号、282号、396号及び455号が市街地から放射状に伸びている。

一方、中心部については、市内が戦災を免れたことから、戦後の土地区画整理事業により整備された地区を除き、城下町特有の狭隘な道路で、多車線のネットワークが形成されていない

状況となっている。

汚水処理については、令和4年度末で96.6%（汚水処理人口普及率）となっている。

第7節 盛岡市の地震災害発生状況

第1 地震災害の履歴

市で記録されている地震災害の事例は下表の20事例であり、震度が判明しているもののうち、震度5以上のものは10事例である。

盛岡市で被害を及ぼした地震と被害内容

事例番号	発生年月日	震度	被害内容	震央位置	地震名称
1	延宝5 (1677) 年4月13日	—	盛岡在所大破損	陸中	
2	明和7 (1770) 年5月27日	—	盛岡在所々破損 人馬死亡	陸中盛岡	
3	寛政5 (1793) 年2月17日	—	盛岡家屋破損あり	陸中・陸前・磐石	
4	明治29 (1896) 年8月31日	5～6	家屋の小破63棟	秋田・岩手県境	陸羽
5	昭和8 (1933) 年3月3日	4	盛岡被害小あり	三陸沖	昭和三陸
6	昭和43 (1968) 年5月16日	5	死者1名 家屋半壊4戸 一部破損60戸	青森県東方沖	十勝沖
7	昭和49 (1974) 年9月4日	4	1万6千戸停電	岩手県北岸	
8	昭和53 (1978) 年6月12日	4	家屋一部破損29箇所	宮城沖	宮城県沖
9	昭和62 (1987) 年1月9日	5	負傷2名	岩泉町付近	岩手県中部沿岸
10	平成15 (2003) 年5月26日	5強	負傷2名	宮城県沖	三陸南
11	平成17 (2005) 年8月16日	4	施設の窓ガラス等に ひび発生 数件	宮城県沖	宮城県沖
12	平成20 (2008) 年6月14日	4	施設の壁等にひび発生 数件	岩手県内陸南部	岩手・宮城内陸
13	平成20 (2008) 年7月24日	5弱	負傷6名 施設の壁、ガラス等に ヒビ発生 天井パネル等の落下 設備配管の破損 落石、倒木、地面の ひび割れ等発生	岩手県沿岸北部	
14	平成23 (2011) 年3月11日	5強	負傷8名 半壊家屋8件 一部損壊家屋 545件	三陸沖	東北地方太平洋沖地震
15	平成23 (2011) 年4月7日	5強	その他施設被害多数	宮城県沖	14の余震
16	平成27 (2015) 年7月10日	5弱	負傷1名 施設の壁にひび発生	岩手県沿岸北部	
17	令和3 (2021) 年2月13日	4	倒木1件	福島県沖	14の余震

			施設の天井に隙間発生 1件		
18	令和3（2021）年3月20日	4	負傷1名 施設の壁の亀裂進行1件 倒木2件	宮城県沖	14の余震
19	令和3（2021）年10月6日	5弱	施設の壁、天井等に亀裂や歪みの発生等4件	岩手県沖	
20	令和4（2022）年3月16日	5弱	施設の壁にひび発生等 9件 道路施設被害 2件	福島県沖	

※ 震央位置について、1884年までは被災地等を表す。

被害状況は、物的被害と人的被害に別れ、物的被害は家屋の被害が中心であった。一方、人的被害が記録されている地震は、明治7年の地震、昭和43年の十勝沖地震、昭和62年の岩手県中部沿岸地震、平成15年の三陸南地震、平成20年の岩手県沿岸北部地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震、平成27年の岩手県沿岸北部地震及び令和3年の宮城県沖地震である。

表中のほとんどの地震は、震源位置が青森県東方沖及び宮城県沖及び三陸沖などの太平洋の海底で、いわゆる海溝型の地震である。

また、内陸型地震である事例番号4の地震（陸羽地震）発生時に、千屋断層（秋田県内）と川舟断層（岩手県内）が生じ多数の家屋が倒壊した。

なお、上記以外で被害の発生はなかったものの、市内で震度5以上を観測した主な地震としては、平成6年12月28日の三陸はるか沖地震と、平成7年1月7日に発生したその余震がある。また、平成23年6月23日に発生した地震及び令和2年12月21日に発生した地震は、事例番号14の余震であり、蕨川で震度5弱を観測している。

第2 地盤の特性

地震災害は、地震動の増幅が起こる軟弱地盤地域と液状化現象が発生しやすい砂質で地下水位が高い地域等で大きくなる。こうした軟弱地盤及び液状化の危険性がある地形としては、次表に示すものがある。

軟弱地盤及び液状化の危険性がある地形

抽出地形	軟弱地盤	液状化
氾濫原	○	○
沖積段丘		○
氾濫原・沖積段丘上の自然堤防		○
氾濫原・沖積段丘上の旧河道	○	○
火山性台地	○	
緩扇状地		○

また、崖錐・麓屑斜面・山麓斜面、急勾配扇状地・沖積錐、山地、段丘崖・急崖等においては、地震動に伴う斜面崩壊により土砂災害の発生する可能性がある。

令和元年度から令和2年度に実施した盛岡市防災アセスメント調査によると、市中心部から南西部にかけては、河川による砂礫層が堆積した平野部に立地しており、北部から東部にかけては、北上山地に連なる丘陵と山地が多くを占め、北西部は、岩手山の噴火により形成された火山灰砂台地が広がっている。

第3 地震危険度の評価

盛岡市防災アセスメント調査における、地盤情報及び断層モデルによる「自然条件」と、建物分布データ、人口動態データ、ライフラインデータ等による「社会条件」とを抽出して分析した地震災害危険性の評価は、次のとおりである。

なお、本調査では、北上低地西縁断層帯型地震（内陸活断層による地震）及び東北地方太平洋沖型地震（海溝型地震）の2地震を対象に調査を実施している。

1 地震動の増幅の可能性がある地域

(1) 北上低地西縁断層帯型地震（内陸活断層による地震）

市の南西部に震度6弱から6強の地域が広がり、市内のごく一部の低地部では震度7が分布している。当該地域は破壊開始点に最も近い領域であること、さらに旧河道や扇状地に区分されていることから、地表の揺れが増幅されやすいと考えられる。

(2) 東北地方太平洋沖型地震（海溝型地震）

火山地形及び谷底低地において震度5強から6弱が分布している。当該地域は低地部や沢地形及び小規模な扇状地が分布していることから、周囲より揺れが大きくなったと考えられる。

【資料編1-7-3 推定震度分布図】

2 液状化の可能性がある地域

北上低地西縁断層帯型地震及び東北地方太平洋沖型地震の2地震とも、低地部や谷底低地で液状化の可能性が高くなり、沈下量も大きくなった。これらの地域では河川によって運搬された緩い砂が多く堆積し、同じ低地の中でも液状化しやすい地盤が比較的厚く分布するため、液状化の可能性が高くなる傾向になったと考えられる。

【資料編1-7-4 液状化危険度分布図】

3 急傾斜地崩壊の可能性がある地域

急傾斜地が多く分布するつなぎ地区は、地震動も強く、急傾斜地崩壊の危険性が高いと考えられる。

第4 地震被害の設定

盛岡市防災アセスメント調査に基づく地震被害の想定結果は、次のとおりである。

1 想定地震の設定

次に示す考え方にに基づき、市計画における想定地震を北上低地西縁断層帯による内陸活断層型地震と設定する。また、地震発生時期・時間帯は、火気の使用が最も多く地震火災の被害が最も大きくなると予想される冬の夕方とする。

- ・ 盛岡市域に最悪の被害が起こりうると予想される地震を想定する。
- ・ 太平洋沖を震央とする地震は、再来性こそ高いが、盛岡市防災アセスメント調査結果によると、盛岡市の最大震度は6弱であり、甚大な被害を受ける可能性は少ない。
- ・ 既往地震の特徴から、内陸を震央とする地震の方が海洋を震央とする地震に比べ震度が大きい（1896年陸羽地震の震度は5～6）。

想定地震と震源

設定条件	設定条件内容	備考（設定条件に対する補足等）
想定地震	内陸活断層型地震	マグニチュードは地震調査研究推進本部の長期評価に準拠
想定活断層	北上低地西縁断層帯	
想定マグニチュード	7.8	
発生時季	季節：冬 時刻：夕方	火気の使用が最も多い季節・時間帯で、地震火災の危険が最も大きい。

2 地震被害想定

盛岡市に最悪の被害が起こりうる想定地震を設定し、盛岡市における推定震度と液状化危険度等を補足するとともに、地震動による建物やライフライン施設、道路、橋梁、鉄道などの物的被害について予測している。また、地震時の地震火災の発生について検討を行い、出火件数及び焼失建物棟数を予測している。さらに、地震動と地震火災による建物被害等をもとに、人的被害についても予測している。

想定地震の規模（マグニチュード）は、地震調査研究推進本部の長期評価に準拠し、マグニチュード7.8とした。

想定地震における市内の推定震度は、震央の北上低地西縁断層帯に近い市南西部に震度6弱から6強の地域が広がり、市内のごく一部の低地部では震度7となった。また、低地部や谷底低地で液状化発生の可能性が高くなり、沈下量も大きくなると予測される。

さらに、建物は、木造と非木造を合わせて4,236件の建物に被害が発生することが予測され、ライフライン施設、道路等についても、機能損傷に至る被害が市内各地で予測される。

地震火災の発生は、火気器具、電熱器具、電気機器・配線からの出火が想定され、家屋が密集する地域では、延焼による建物被害も予測される。

地震動と地震火災による建物被害等をもとに負傷者数を予測した結果、市全体で負傷者数は472人となる。

地震被害想定結果

被害想定項目		被害想定結果
推定震度	最大震度	7
	最小震度	4
液状化危険度		低地部や谷底低地で液状化発生の可能性が高くなり、沈下量も

被害想定項目		被害想定結果
		大きくなる。
建物被害	対象建物棟数	木造建物：101,351棟 非木造建物：19,869棟
	被害棟数	全壊棟数：1,160棟 半壊棟数：3,076棟
火災による建物被害	出火件数	6件
	焼失棟数	266棟
ライフライン被害	電力	電灯件数：約13万件 停電軒数：77,016件 停電率：57.7%
	上水道	給水人口：約29万人 断水人口：64,535人 機能支障率：22.3%
	下水道	処理区域人口：約27万人 機能支障人口：961人 機能支障率：0.4%
	通信	回線数：約4.6万件 不通回線数：23,936件 不通率：51.9%
	ガス	都市ガス：0件 LPガス：220件
交通施設被害	道路橋梁	対象橋梁数：61箇所 大規模損傷：0箇所 中規模損傷：2箇所 小規模損傷：35箇所
	道路閉塞	道路閉塞率20%以上の面積
	鉄道施設	幅員3.5m未満：39.06km ² 幅員3.5m以上 5.5m未満：2.24km ² 幅員5.5m以上 13m未満：0km ² 対象鉄道路線：6路線 不通区間数：0
人的被害	重傷者 軽傷者	106人 366人